

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（222）

2. 日 時：令和2年10月27日（火）17時50分～18時40分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

加藤安全審査官、島村安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他4名

5. 議事要旨

（1）原子力規制庁から、第379回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和2年10月27日）において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更認可申請（JRR-3 原子炉施設）に関する指摘事項について、以下のとおり補足説明を行った。

○ BDBA 時において、ホウ酸投入による原子炉停止ができない場合は、他の方法による原子炉の停止手段の説明を審査会合では求めたが、その停止手段の説明に際しては、作業環境（空間線量や希ガス濃度など）、判断基準及び作業手順についても説明すること。

○ フィルタが有効かの判断については、設計基準事故時（燃料板2枚破損）における排気筒の事故時モニタの評価値 Y を使用するとしているが、事故時の放出量を安全側に見積もる観点から、評価値 Y の確からしさについて説明することをコメントしている。このため、評価値 Y について、評価値を算出した根拠を説明するとともに、計算に用いた各パラメータの保守性について説明すること。

（2）原子力機構から、上記（1）の指摘事項について了解し、今後の審査会合又はヒアリングで説明する旨の回答があった。

6. 配付資料

なし